

生駒市消防本部訓令甲第1号

生駒市消防公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月30日

生駒市消防長 川端 信一郎

生駒市消防公印規程の一部を改正する訓令

生駒市消防公印規程（平成7年4月生駒市消防本部訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「の所定欄に認印し」を「に審査照合を行った旨を明示し」に、「記入させる」を「記録させる」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、文書管理システム（生駒市消防行政文書規程（令和4年4月生駒市消防本部訓令甲第2号）第2条第2項に規定する文書管理システムをいう。以下同じ。）を用いる方法により審査照合を行った場合の必要事項の記録は、文書管理システムへの登録により行うものとする。

附 則

この訓令は、令和5年3月30日から施行する。